

業務災害防止規則
(一般貨物自動車運送事業者用)

配達員特別加入部会

業務災害防止規則
(一般貨物自動車運送事業者用)

配達員特別加入部会

(目的)

第1条 配達員及び配達員特別加入部会（以下「団体」という。）は、この規則を遵守して、個人貨物運送の業務災害を防止し、安全確保に努めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、一般貨物自動車運送事業とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者が行う個人貨物運送事業をいう。

2 この規則において、一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

3 この規則において、自動車とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。

4 この規則において、配達員とは、前項の自動車を使用して行う貨物運送事業を、労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその者に従事する労働者以外の者をいう。

(輸送の安全性の向上)

第3条 配達員は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(安全管理の指導)

第4条 配達員は、行政庁等が行う自動車を使用して行う貨物運送事業の安全確保に関する指導を受けるものとする。

2 団体は、配達員が、積極的に行政庁等が行う自動車を使用して行う貨物運送事業の安全確保に関する指導を受けるよう機会を提供するとともに、自らも安全確保に関する研修等の機会を用意する。

(定期健康診断)

第5条 配達員は、1年以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を受けるものとする。

- 一 既往症及び業務歴の調査
 - 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - 三 身長、体重、胸囲、視力及び聴力の検査
 - 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査
 - 五 血圧の測定
 - 六 貧血検査
 - 七 肝機能検査
 - 八 血中脂質検査
 - 九 血糖検査
 - 十 尿検査
 - 十一 心電図検査
- 2 前項各号に掲げる健康診断の項目のうち、20歳以上の者に係る身長の検査、胸囲の検査、胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は結核発病のおそれがないと診断された者に係る喀痰検査及び35歳未満及び36歳以上40歳未満の者に係る貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査並びに心電図検査については、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

(道路交通法等の遵守)

第6条 配達員は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）等の安全に関する規制を遵守しなければならない。

(法定速度の遵守等)

第7条 配達員は、法定速度の遵守、車間距離の確保、前方の安全確認及び後退時の後方確認等輸送に伴う危険を防止するものとする。

(過労運転の防止等)

第8条 配達員は、適切な休憩時間又は睡眠時間を確保し、過労運転の防止に努めること。

- 2 配達員は、酒気を帯びた状態で自動車に乗務しないこと。
- 3 配達員は、熱中症・脱水症等を予防するため、こまめな休息、水分及び電解質の補給等適切に対応すること。

(業務時の服装等)

第9条 配達員は、業務に適した服装、保護具等を着用すること。

(乗務等の記録)

第10条 団体は、仲介事業者に対し、自動車の乗務について、当該業務を行った事業者ごとに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存するよう求めるものとする。

一 運転者の氏名

二 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離

三 休憩又は睡眠をした場合にあつては、その地点及び日時

四 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故（第11条において「事故」という。）又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因

2 配達員は、自転車の乗務について、当該乗務を行った事業者ごとに前項各号に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存するものとする。

(事故の記録)

第11条 団体は、仲介事業者に対し、自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を3年間保存するよう求めるものとする。

一 運転者の氏名

二 事故の発生日時

三 事故の発生場所

四 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名

五 事故の概要（損害の程度を含む。）

六 事故の原因

七 再発防止対策

2 配達員は、自動車に係る事故が発生した場合には、前項各号に掲げる事項を記録し、その記録を3年間保存するものとする。

(車検・点検・整備)

第12条 配達員は、その使用する自動車について、車検・点検・整備を行わなければならない。

(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

第13条 配達員及び仲介事業者は、双方ともに不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、団体が特別加入団体として東京労働局長の承認を受けた日から施行する。